

## 「松谷のミニビスケット」に係る食品健康影響評価について

### 1 経緯

「松谷のミニビスケット」については、平成 26 年 11 月 21 日付けで、高架橋度リン酸架橋でん粉を関与成分とする特定保健用食品の表示許可申請がなされたものである。

今般、消費者委員会新開発食品調査部会新開発食品評価調査会での審議が終了したことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 3 項及び健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成 21 年内閣府令第 57 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

### 2 評価依頼製品の概要

#### (1) 製品

- ① 商 品 名：松谷のミニビスケット
- ② 食 品 の 種 類：ビスケット類
- ③ 関 与 成 分：高架橋度リン酸架橋でん粉（食物繊維として） 7g
- ④ 一 日 摂 取 目 安 量：1 袋（28g）
- ⑤ 特 定 の 保 健 の 用 途：おなかの調子を整えたい方や、お通じの気になる方に適する。

#### (2) 関与成分

タピオカでん粉に高度のリン酸架橋を施した加工でん粉である。

#### (3) 作用機序

高架橋度リン酸架橋でん粉は未加工のタピオカでん粉と比べてヒトの体内で消化も発酵も受けにくいことが示唆されており、便のかさ増しによる腸管内壁への物理的刺激によって、排便回数を増加させるものと考えられる。

#### (4) 有効性

便秘傾向の成人男女 50 名を対象に、プラセボ対照ランダム化二重盲検クロスオーバー試験を実施した。解析対象者 41 名での結果、被験食品摂取期と対照食品摂取期の比較において、排便日数、排便回数及び排便量で有意差が認められた。

### 3 今後の予定

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、消費者委員会新開発食品調査部会において審議する予定である。